

第 6 号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊
本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、客席」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通
省令第110号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。